

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
A-007、 B-026、 I-166	庁舎A棟12階エレベーターホールセキュリティドア等設置役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年10月24日（金）（10：45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおとする者でないこと。
 - (6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年10月22日（水）12：00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及

び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 同等品にて入札に参加する場合は、別途配布する入札案内に記載の問い合わせ先に照会のうえ、令和7年10月17日（金）12:00まで（行政機関の休日を除く）に調達要求元の確認を受けた同等品確認書を提出すること。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応募及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年10月22日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

仕 様 書			
件名	庁舎A棟12階エレベーターホールセキュリティドア等設置役務	作成年月日	令和7年9月22日
		仕様書番号	
		防衛政策局調査課	

1 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、A棟12階エレベーターホールセキュリティドア等設置役務（以下、「本役務」という。）について、適用する。

1. 2 用語の定義

a) 建築工事

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）1. 1. 2用語の定義」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）1. 1. 2用語の定義」による。

b) 電気設備工事

「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）1. 1. 2用語の定義」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）1. 1. 2用語の定義」による。

c) 機械設備工事

「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）1. 1. 2用語の定義」及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）1. 1. 2用語の定義」による。

1. 3 目的

防衛省市ヶ谷地区庁舎A棟12階エレベーターホールにセキュリティドア等を設置し、庁舎A棟12階への入退室等を管理・記録し、防衛省の情報保全体制を強化することを目的とする。

1. 4 一般事項

a) 本業務は、本仕様書によるほか、次に基づき実施する。

- ・ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）
- ・ 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）（最新版）

部) (最新版)

- ・公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部) (最新版)
- ・公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部) (最新版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部) (最新版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部) (最新版)
- ・公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部) (最新版)

b) この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、役務開始時における最新版を適用するものとする。

- ・情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について (通達) (防装庁 (事) 第 3 号。31. 1. 9)
- ・情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について (通知) (装プ武第 188 号。31. 1. 9)
- ・IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について (通知) (装管調第 807 号。令和 3 年 1 月 21 日)
- ・IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について (通知) (装管調第 808 号。令和 3 年 1 月 21 日)
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号)
- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (令和 7 年 1 月 28 日閣議決定)
- ・著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)

c) 本役務により作成した成果物及び提出書類の著作権及び所有権は、防衛省に帰属するものとし、契約相手方は、防衛政策局調査課の承諾を得ることなく他者に本役務に関する情報を開示してはならない。

d) 契約相手方は、本契約の遂行に当たり必要となる官の保有する文書等については防衛政策局調査課と調整の上、無償で貸与を受け又は閲覧することができる。なお、契約相手方は本規定に基づき貸与を受けた資料等の取り扱いについて、防衛政策局調査課の指定する条件を遵守するとともに、

当該契約の履行後、直ちに返却しなければならない。

- e) 契約相手方は、本役務の契約において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本契約履行後においても同様とする。
- f) 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、監督官の指示に従い、防衛省市ヶ谷庁舎の管理に関する実施細則（大臣官房会計課）（以下「庁舎管理実施細則」という。）第5条第2項第1号キの規定に基づき手続きを行うとともに庁舎管理実施細則第7条第4項に従うものとし、業務に関係のない施設に立ち入ってはならない。

なお、立ち入るために許可手続きが必要な施設もあることから発注後、速やかに監督官と調整の上、関係書類を提出するものとする。
- g) 工事に必要な資材、工具等の運搬に伴う運搬物や周囲の汚損、損傷等を防ぐため、庁舎A棟の通路、エレベータ等に養生を行うこと。
- h) 業務中、各施設及び職員等に損害を与えた場合は、直ちに監督官に報告するとともに、契約相手方の責任において復旧及び賠償するものとする。
- i) ディーゼル車規制の遵守
 - ア 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させる。
 - イ 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示する。
- j) 損傷箇所等に対する措置

業務を実施した際、異常・劣化及び損傷箇所等を発見した場合は、直ちに監督官に報告するとともに、原因・対応措置の判断を行い、とるべき必要な措置、方法、費用等を業務報告書に記載し、写真及び図面と共に監督官に速やかに提出し、了承を得る。

2 役務に関する要求

2. 1 履行場所

東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省市ヶ谷庁舎A棟

2. 2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

2. 3 役務実施事項

a) 業務体制表の作成

本契約の締結後、契約相手方は、本役務を実施するための体制整備を速やかに行い、業務体制表を作成し、提出すること。また、業務体制に変更が生じる場合は、遅滞なく、変更後の業務体制表を提出すること。なお、

体制整備に当たっては以下の点を踏まえること。

ア 業務職員及び業務体制

契約事業者は、業務責任者及び業務担当者をもって業務体制を組むものとする。ただし、兼任を妨げない。

(ア) 業務責任者とは、業務を総合的に把握し業務を円滑に実施するために監督官との連絡調整を密に行う者で、現場における契約相手方側の責任者をいう。また、業務責任者は、本業務について、統括管理しなければならない。

(イ) 業務担当者とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における契約相手方の担当者をいう。

(ウ) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

イ 業務責任者は、十分な安全衛生対策を行い、作業員に対して機会あるごとに注意喚起を行うこと。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講じ安全衛生管理を徹底させるとともに、安全衛生管理については、関係法令に従って行うこと。

ウ 契約相手方は、業務職員に対し、業務を行うに適した服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明瞭にすること。

b) 業務計画書の作成

契約相手方は、業務の実施に先立ち、実施体制、緊急連絡体制、全体工程、業務担当者が有する資格、廃棄物処理に関する書類（収集運搬許可書等）、使用機器、使用薬剤等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、業務開始前に提出し、監督官の承諾を得るものとする。なお、業務計画書作成にあたり業務を系統的かつ統一的に実施するために、施設の安全と衛生環境に関する法令及び労働基準法等関係法令等を遵守すること。

c) 作業計画書の作成

契約相手方は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理を具体的に定めた作業計画書を作成し、監督官の指示した日までに提出し、承諾を得るものとする。

d) 施工図の作成

契約相手方は、当該工事の施工に先立ち施工図を作成し、監督官の指示した日までに提出し、承諾を得るものとする。なお、施工図の作成に当たっては、施工場所の現地確認を行うこと。

e) 進捗管理

作業全体及び各業務の進捗を把握できる進捗管理表を作成し、本役務の進捗状況、内容等について管理を行い、隔週を基準として官側に報告すること。

f) 業務報告書等の作成

ア 業務の結果を業務報告書に記載し、作業終了後速やかに監督官に提出すること。

イ 業務報告書の書式は監督官の了承を得ること。

ウ 業務報告書の記載にあたっては、可能な限り具体的に記載するものとし、整備対象機器のメーカー名、型番、製造番号等を必ず記載すること。

エ 履行期間の終了時には、業務報告書を製本または、ファイルして業務写真と共に各1部ずつ提出すること。

オ 業務写真は、カラー（サービス版）でアルバムまたはファイルされたものとし、撮影箇所は監督官の指示による。

g) 業務に含まれる工事

業務内容において、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事が含まれる場合（同法第3条第1項ただし書きの軽微な建設工事を除く。）は、業務実施前に同法第3条に規定する許可証明書及び同法第19条の2に規定する現場代理人通知書を監督官に提出するものとし、業務の実施にあたっては、使用する材料の工事材料搬入報告書を作成するとともに、施工前後及び施工時の写真を撮影の上、業務報告書に添付するものとする。

h) 既存ドア等の撤去及び石綿対策

ア 指定範囲の既存ドアの撤去、インターホンの一時撤去及び石綿対策を実施すること。なお、インターホンについては、再設置すること。

イ 既存ドアの撤去期間中、庁舎A棟12階フロアへの入室及び退室を制限する措置を講じること。

ウ 既存ドアの撤去は、庁舎A棟12階東中央側及び庁舎A棟12階西中央側、庁舎A棟12階東外側及び庁舎A棟12階西外側の順に実施する。

エ 庁舎A棟12階東外側及び庁舎A棟12階西外側の既存ドアの撤去については、庁舎A棟12階東中央側及び庁舎A棟12階西中央側の既存ドアの撤去後に実施する2.3i)アによるドアの設置後に実施することとする。

オ 仕様

項目	規格・仕様等	数量	備考
----	--------	----	----

既存ドアの撤去	手動両開き ※既存ドアの設置場所及び 既存ドアの姿図は図1及び 図2のとおり	4枚	庁舎A棟1 2階東2 枚、庁舎A 棟12階西 2枚
インターホンの 一時撤去		4個	庁舎A棟1 2階東2 個、庁舎A 棟12階西 2個
石綿対策（石綿 事前調査、石綿 飛散防止養生、 石綿撤去・処 分）	・ドア設置箇所の石綿事前 調査（採取・分析）を実施 すること ・石綿飛散防止養生を実施 すること ・石綿撤去及び処分を実施 すること	4箇所	庁舎A棟1 2階東2箇 所、庁舎A 棟12階西 2箇所

i) ドアの設置

ア 2. 3h)アによる既存ドア撤去後に同箇所にドアを設置すること。

イ ドアの設置期間中、庁舎A棟12階フロアへの入室及び退室を制限する措置を講じること。

ウ ドアの設置は、2. 3h)ウによる既存ドアの撤去の順に準じて実施すること。

エ 仕様

項目	規格・仕様等	数量	備考
両開き手動ドア	・特定防火設備用手動両開 戸 ・電気錠付 ・特定防火設備用耐熱ガラ ス ※ガラスの片面に磨りガラ スシートを貼ること	4枚	庁舎A棟1 2階東2 枚、庁舎A 棟12階西 2枚

j) 入退室管理システムの設置等

ア 指定範囲に入退室管理システムを設置し、機器の設定を行うこと。

イ 2. 3i)において設置したドアと連動し入退室管理ができること。

ウ 入退室管理システムの設置後、管理者等によって利用者の登録等の操作ができるように、官側の指定する者を登録し動作確認を行うこと。

エ 入退室管理システムの数量及び規格は表1のとおり。

表1 入退室管理システムの数量及び規格

品名	数量	単位	規格
入退室管理システム	1	式	クマヒラGG-2又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）

オ 構成

入退室管理システムは、入退室管理制御部及び認証装置からなり、構成品等の規格については表2のとおり。なお、使用する機器等は、すべて有線で接続するものとし、また、使用するコンピュータ及びその他の機器等はインターネットへの接続は行わないものとする。記載した規格は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、規格を指定するものではない。

表2 構成品等の規格

品名	数量	単位	規格
入退室管理制御部			
入退室管理制御装置	2	式	・セキュアパネルⅡ GG2-CT1b（クマヒラ） ・バックアップバッテリー（DC-24V）
入退室管理ソフトウェア	1	本	セキュアモニタ STDⅡ GG2-RS1（クマヒラ）
入退室管理サーバ（デスクトップパソコン）	1	式	・セキュアモニタ STD用デスクトップパソコン M1M48/E-M（NEC）
電源ユニットⅡ DC24V	2	台	・GG2-DC1（クマヒラ） ・バックアップバッテリー（DC-24V）
Dio 増設ユニット	2	台	GG2-DY1（クマヒラ）
無停電電源装置	1	台	BY50FW（オムロン）
認証装置			
マルチカードリーダーN	8	台	GG2-NC5b-N1AW（クマヒラ）

登録用カードリーダー	1	台	PR-700UDM (デンソーウェーブ)
ID 端末露出用スぺーサー	8	台	GG2-WA1-W (クマヒラ)
専用 IC カード	200	枚	

カ 要求事項

各機器の要求事項等は以下のとおり。

(ア) 入退室管理制御装置

- バックアップバッテリーを搭載し、停電時等に10分以上動作可能であること。10分以上経過し、バッテリー容量が低下した場合は安全にシャットダウンが行えること。また、停電によるシャットダウン発生時はその履歴が記録されること。
- 入退室管理制御装置と入退室管理サーバ間の通信が途絶した場合も、入退室管理制御装置が保持する設定情報（利用者情報含む）を元に認証判定及び入退室が可能であること。この間に行われた入退室の履歴情報は通信復旧後に自動で同期されること。このとき、入退室管理制御装置1台あたり最低10万件は欠損なく同期が行われること。
- 入退室管理制御装置と認証装置間の通信は、AES-128ビットまたはこれと同等以上の暗号化規格（暗号技術検討会及び関連委員会（CRYPTREC）により安全性及び実装性能が確認された「電子政府推奨暗号リスト」（令和5年3月30日デジタル庁、総務省、経済産業省（最終更新：令和6年5月16日））に掲載のあるものに限る。）により、全て暗号化を行って通信できること。

(イ) 入退室管理サーバ（デスクトップパソコン）

- OSは、Windows 11 Pro 又は同等以上のもの（他社の製品を含む）であること。
- 入退室管理サーバへのログインは、2要素による認証が可能であること。
- 入退室管理サーバの操作者の操作権限を個人毎に設定できること。
- 入退室管理サーバの操作により利用者のICカード情報を入退室制御装置へ登録、削除及び無効化が可能であること。利用者30,000人以上の登録・管理が可能であること。
- 入退室管理サーバで詳細な入退室の履歴情報を管理・確認できる

こと。入退室の履歴は、5年間保存できること。

(ウ) 認証装置

- ・ カードリーダーは、利用者の IC カード情報を読み取り、入退室制御装置へ情報を送信し個人識別が行えるもの。
- ・ 庁舎 A 棟 1 2 階フロアへの入室、退室共に IC カード操作により電子錠の解錠が行えること。
- ・ 現在関係者が携行する IC カード (Type A) に対応可能であること。

3 役務従事者名簿の提出

契約相手方は、役務実施においては、本役務に従事する者の名簿を役務実施前に監督官に提出すること。また、本役務に従事する者の追加又は変更が生じた場合には、遅滞なく監督官に提出すること。

4 提出書類

契約相手方は、表 3 に示す書類を提出し、監督官の承認を得ること。

表 3 提出書類一覧

提出書類	提出時期	部数	媒体の種類	備考
業務計画書	契約後速やかに	1 部	紙	
作業計画書	作業実施前(監督官の指示した日)	1 部	紙	
役務従事者名簿	作業実施前(監督官の指示した日)	1 部	紙	
施工図	作業実施前(監督官の指示した日)	1 部	紙	
業務報告書	作業実施後速やかに	1 部	紙	
損傷箇所等の報告	発見後速やかに	1 部	紙	仕様書 1. 4 i) に該当する場合
許可証明書	作業実施前(監督官の指示した日)	1 部	紙	仕様書 2. 3 g) に該当する場合
現場代理人等通知書	作業実施前(監督官	1 部	紙	る場合

	の指示した日)			
工事材料搬入報告書 並びに施工前後及び 施工中の写真	作業実施後速やかに	1部	紙	
マニフェスト	処理後速やかに	1部	紙	
入退室管理システム に係る取扱説明書	令和8年2月27 日	1部	紙	

5 清掃

作業を実施する際及び作業完了後は、機器本体及び周辺の清掃を確実に実施すること。

6 喫煙

喫煙は、監督官の指定する屋外の喫煙所とする。

7 光熱水量の提供

業務の実施に必要な最小限の電気、ガス、水道等の使用については官側から無償で提供を受けることができる。

8 使用機器の経費負担

業務に必要な工具、計測機器等は設備機器に付属して設置されているものを除き、契約相手方の準備とする。

また、安全管理に必要な機器等についても契約相手方の準備とする。

9 廃棄物等処理

業務の実施に伴い発生した金属類は、数量を計測の上、官側に引き渡すこととし、引き渡す際は重量（単位：キログラム）を集計し、官側との協議により市ヶ谷地区内の指示した場所に集積する。廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等関係法令に基づき、適正に処理するとともにマニフェスト等を監督官に提出する。

10 不審物等の通報

業務期間中、不審物が置かれているなど明らかに普段と違う状況を発見した場合は、不審物に触れることなく直ちに監督官又は近くに警備職員がいる場合は警備職員に通報すること。

1.1 協議

本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに支出負担行為担当官と協議し、その指示に従うものとする。

1.2 完了検査

契約相手方は、本仕様書に基づき、防衛政策局調査課支出負担行為担当

官が行う完了検査を受けるものとする。

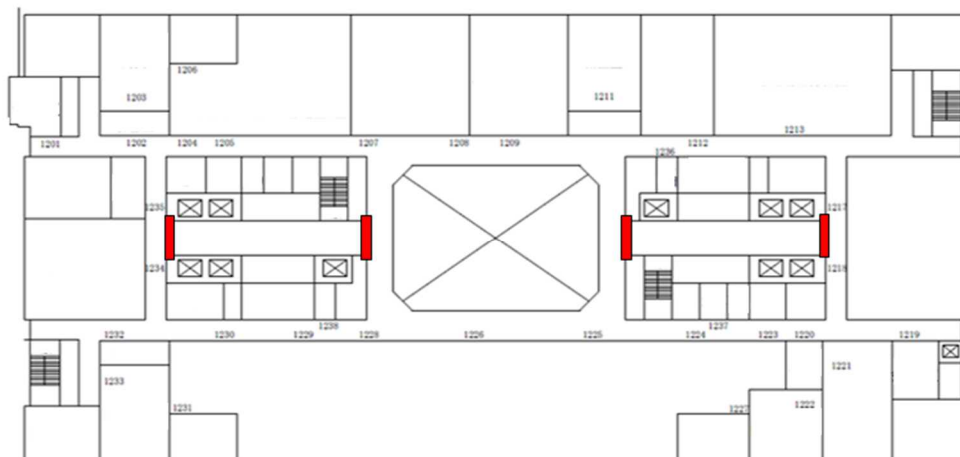
1.3 サプライチェーン・リスクへの対応

- a) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）による。
- b) 本役務の実施にあたり、契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、納入品について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相当の管理を行うものとする。

1.4 その他

- a) 騒音が発生する作業については、原則、土日祝日を実施日とし、作業実施日について監督官の指示に従い実施可能日を調整すること。
- b) 本仕様書に記載のない事項についても、技術上当然必要と認められる事項については、契約相手方の責任において実施すること。
- c) 当該庁舎の物品を既存しないこと。万一毀損した場合には、速やかに契約相手方の責任において修理又は交換を行うこと。
- d) 作業の実施にあたっては、関係法令及び諸規則等を遵守するとともに、監督官と十分に打ち合わせの上実施すること。
- e) 作業実施にあたり、火気使用の必要が生じた場合は、適切な防火対策を講じて行うこと。

図1 庁舎A棟12階フロア図




 電気錠付門扉（セキュリティドア）

図2 エレベーターホール側姿図

